

## 森林産業イノベーション推進事業補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、森林産業イノベーション推進事業補助金（以下「本補助金」という。）について、鳥取市補助金等交付規則（昭和42年鳥取市規則第11号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (交付目的)

第2条 本補助金は、本市の林業における先進的な生産技術や ICT を活用したスマート林業技術の開発及び実証の取組を支援することで、林業作業の省力化と林業経営の効率化を図り、もって本市林業の振興に資することを目的とする。

### (補助対象事業)

第3条 本補助金の交付の対象となる事業は、別表第1欄に掲げる事業とする。

### (補助対象者)

第4条 本補助金の交付の対象となる者は、別表第2欄に掲げる者とする。

### (補助金の算定等)

第5条 本補助金の額は、別表第3欄に掲げる経費（以下「補助対象経費」という。）の額（仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と、当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額をいう。以下同じ。）を除くものとする。）に、同表第4欄に掲げる率（以下「補助率」という。）を乗じて得た額（1円未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てる。）以下とし、同表第5欄に掲げる額を限度として予算の範囲内で交付する。

### (交付申請)

第6条 規則第4条の申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に規定する書類は、別記様式によるものとする。

2 本補助金の交付を受けようとする者は、交付申請に当たり、仕入控除税額が明らかでないときは、第5条の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む補助対象経費の額に補助率を乗じて得た額（以下「仕入控除税額を含む額」という。）の範囲内で交付申請をすることができる。

### (承認を要しない変更)

第7条 規則第9条第1項の市長が別に定める変更は、本補助金の増額以外の変更とする。  
(着手届を要しない場合)

第8条 規則第10条第1項第3号の市長が別に定める場合は、同項第1号又は第2号に規定する補助事業以外のすべての補助事業に係る場合とする。

(実績報告)

第9条 規則第12条に規定する実績報告は、本補助金の交付決定を受けた日の属する年度の3月31日までに提出しなければならない。ただし、年度中途での補助事業の完了又は中止若しくは廃止の場合は、その日から速やかに提出しなければならない。

2 規則第12条の実績報告書に添付すべき同条第1号及び第2号に規定する書類は、別記様式によるものとする。

3 本補助金の交付を受ける者（以下「補助事業者」という。）は、実績報告に当たり、その時点で明らかになっている仕入控除税額（以下「実績報告控除税額」という。）が交付決定額に係る仕入控除税額（以下「交付決定控除税額」という。）を超える場合は、補助対象経費の額からその超える額を控除して報告しなければならない。

4 補助事業者は、実績報告の後に、申告により仕入控除税額が確定した場合において、その額が実績報告控除税額（交付決定控除税額が実績報告控除税額を超えるときは、当該交付決定控除税額）を超えるときは、速やかに市長に報告し、市長の返還命令を受けて、その超える額に対応する額を市に返還しなければならない。

(財産の処分制限)

第10条 規則第16条ただし書の期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数に相当する期間（同令に定めのない財産については、市長が別に定める期間）とする。

2 規則第16条第4号の財産は、次のいずれかに該当するものとする。

(1) 取得価格又は効用の増加価格が50万円以上の機械及び器具

(2) その他交付目的を達成するため処分を制限する必要があるものとして市長が別に定めるもの

(雑則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、本補助金について必要な事項は、農林水産部長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和4年9月1日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和7年3月31日限り、その効力を失う。

3 この要綱の失効前に、この要綱の規定に基づき交付の決定がなされた補助事業については、なお従前の例による。

別表（第3条、第4条、第5条関係）

1 補助対象事業		2 補助対象者	3 補助対象経費	4 補助率	5 補助限度額	備考
事業名	事業内容					
森林産業イノベーション推進事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 林業における ICT 技術の活用実証事業</li> <li>・ 木材販売のデジタル化等のスマート林業技術の開発・普及に資する事業</li> </ul>	鳥取県森林組合連合会	<p>人件費、旅費、ソフトウェア開発環境使用料及び購入費、委託費、機械・工具器具購入費、外部専門家等受入経費（専門家への旅費、謝金、講習のための借上料等）その他実証・開発のために必要であると市が認めた経費。ただし、国・県交付金等その他の財源による収入がある又はあった場合は、その合計額を除く。</p>	10/10	1,000万円	

別記様式（第6条、第9条関係）

年度森林産業イノベーション推進事業計画（報告）書

1 事業目的

2 事業内容

(単位：円)

事業内容	事業費	補助対象経費	備考
合計			

3 事業費の内訳

(単位：円)

事業区分	事業費	比較増減		備考
		市補助金	事業主体	
合計				

4 収支予算（又は決算）

(1) 収入の部

(単位：円)

区分	本年度予算額 (本年度決算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	比較		備考
			増	減	
市補助金					
事業主体					
その他					
合計					

(2) 支出の部

(単位：円)

区分	本年度予算額 (本年度決算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	比較		備考
			増	減	
事業費					
合計					

5 事業完了（予定）年月日

## 6 添付書類

(交付申請時)

(1) 事業費の詳細がわかる資料

(2) 具体的な取り組み内容がわかる資料 (計画書等)

(実績報告時)

(1) 事業費が確認できる資料

(2) 事業の成果

(3) 写真